

○議長（井上光三君）

続いて、通告4番 6番秋山稔君の一般質問を行います。

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

6番秋山稔です。通告に従いまして一般質問を行います。

これからの質問におきまして、新潟県見附市の災害に対する取り組みを何点か述べさせていただきますが、参考としてとらえていただければ幸いです。

昨年11月18日の山日新聞に掲載された記事に新潟県見附市では平成16年の新潟福島豪雨の被害を教訓に、要支援者一人当たり3人の支援者を決めるなど支援をする体制を整えたということ、3行ほどの記事を見て、富士川町において、少しでも災害時に役立つ実証があるのではないかと思います、議会事務局を通じ、5月の16、17両日議員4名で議員活動を行い、活発な意見交換をいたしました。そして、その立ち上げ時において、6名の担当者が支援者3名で要支援者1名を支援する体制を整えるための取り組みを開始した。各地区で説明会を開催しましたが、地区の皆さんにはなかなか理解されなかった。それでもなんとか理解を得ようとして何回も何回も説明会を開催し、ようやく少しずつではあるが、納得していただくことができた。今では名簿を各地区の責任者に送付すると、3名の支援者を地区で決定し、返送してくる体制を築くことができたということです。今では、その後、防災ファミリーサポートという避難行動要支援計画というパンフレットを作成してですね。このようなパンフレットがあります。これの中身には、非常によいこともたくさん入っています。それで、(1)なんですけれども、富士川町の災害時の避難行動要支援者の支援体制をどう行なっていくのか伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの質問にお答えいたします。避難行動要支援者とは、災害時に情報の把握が困難であり、自力又は家族の援助があっても避難するのに支障がある在宅者で、避難後の生活にも支援が必要と思われる者としております。

町では、災害時避難行動要支援者支援マニュアルに沿って、要支援者の支援体制の整備を行っております。

要支援者の支援体制として、町は要支援者支援班を立ち上げ、連絡会議を開催し、情報の交換調整を行い、支援活動の強化を図るとともに、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアの受入れ体制を確立して参ります。

また、地域においては、避難勧告等が発令された場合、安否確認や避難誘導等支援を行うこととしております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

再質問です。先ほど3人といいましたけれど、3人で要支援者を助けるということではありませんけれど、1人では無理だと思いますので、せめて2人以上の支援者が必要ではないかと思います。例えば支援体制のモデル地区を選定し、組織づくりの事例ができた後、全地区に展

開するのほひとつの方法ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまのご質問にお答えします。災害時の初動期というのは、地域、特に近隣の救助体制づくりが重要となります。町では災害時の避難行動要支援者を把握、名簿を作成し、地区の自治会役員、民生児童委員の皆さまにお渡し、活用していただいております。地区によっては、既に自主防災組織と連携し、活用されているようではあります、地区の実情に合わせた自主的な活動としてお任せにしているところではありますが、今後も町として関係課と連携する中で災害時要支援者避難支援者のご案内を通じ、これまで以上に、災害時要支援者が安心して暮らせるために、災害に備え、準備していきたいと考えております。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

はいわかりました。それでは（2）の次の質問です。昨年、福祉保健課で災害時、要支援者避難支援の御案内を対象者 900 件発送し、返送のない対象者が 500 件と伺っております。ここでいう対象者とは、介護保険利用者、重度医療費対象者とあります。なおこの件数は平成 30 年 11 月時点の件数であります。そこでまた見附市では、同意のない対象者に対しまして市で名簿を整備して封入した名簿を閉じて民生委員、警察等にあらかじめ渡し、市から連絡があった場合に開封して安否を確認する方法がとられています。記入をして返送をしていただいた方はもちろんですが、返送のない対象者について今後どう対応していくのか伺います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの返信のない対象者の状況確認についてのご質問に答弁させていただきます。町が行う「災害時要支援者・避難支援者のご案内」は、要支援者等の把握のために行うものです。この案内には、平常時や災害時の支援についての説明があり、災害時に円滑かつ早急に避難するために、災害時避難行動要支援登録者支援カードの提出をお勧めしております。案内の方法は、重度医療費更新者と介護保険利用者に、それぞれ通知する際に、同封しております。それ以外にも、民生児童委員の皆さまに、訪問時、制度の説明や登録の声掛けのお願いをしております。

また、町の広報紙やCATVでの広報活動も行っております。このような案内を行っても返信のない方につきましては、重度医療費更新時に専用窓口を設け、登録等の案内を行っております。

また、介護保険利用者には、介護保険更新時等に窓口で声掛けを行っております。その際、支援の必要がないという方や、同居する家族が対応するので登録はしないという方もいらっしゃいます。以上です。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

再質問です。そのカードの中にですね、支援関係者への情報提供に関する同意書の中に、同意の有無にかかわらず情報を支援関係者に提供しますと、支援関係者とは民生児童委員、自主防災組織、自治会役員、消防関係者、警察関係者とあります。その方たちとどう対応して支援関係者とどう対応するのか、支援関係者との意見交換または意識合わせができていますでしょうか。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

支援関係者とは、ただいま議員さんがおっしゃったように、今町で行なっている団体としましては民生児童委員の皆さま、あと自治会役員の皆さま、区長さん、組長さんの方々と連絡調整は行っているところであります。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

災害発生時には、何といっても近助、共助が最も大事ではないかと思います。今後について要支援者がいるのか、いないのか、周りの人が承知していることが最も大切であると思います。プライバシーの保護の観点からも、難しい問題ではありますが。行政と住民等で解決できる方法を何とか見出すことができればと思います。

それでは（3）の次の質問です。昨年、災害時に避難行動の支援登録者支援カードの内容について、区長を通じ関係者に渡しました。この登録者支援カードの取り扱いについて伺います。各区長や組長等役員は1年から2年で交代します。その際、登録者支援カードの保管状況はどうするのか。区長の責任を持って処理するのか、だれがどう保管管理するのか、そして、そういう約束事ができているのか伺います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの支援登録カードの保管状況についてのご質問に答弁させていただきます。提出がありました災害時避難行動要支援登録者支援カードにつきましては、町が取りまとめて名簿としてデータ管理しております。

区長、組長、民生児童委員の皆さまには、昨年度より、名前、住所、生年月日、身体状況、支援者の有無が記載された名簿を配布させていただき、活用いただいております。

また、年度に一度行う、情報を更新した新しい名簿の配布時には、昨年度配布した名簿を回収させていただく等のお願いをし、情報管理の徹底に努めております。以上です。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

要支援者の方は、真面目ににちゃんと書いている大切な個人情報でありますので、ぜひその辺の管理は徹底していただきたいというふうに思います。

それでは、（4）番の次の質問いきます。要支援者が避難所に避難した時に、例えば小中学校あるいは体育館などには多目的トイレの設置がありません。要支援者は健常者に比べ非

常にトイレや周囲に気を使うと伺っております。多目的トイレは不可欠です。全施設とは言いませんけれど、少しでも早く設置することを検討していただきたいが伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えいたします。多目的トイレは、車いす使用者が利用できる広さに加え、手すりやベビーチェアを備えることで、高齢者や子ども連れなどの多様な人が利用可能としたトイレであります。町は、このような設備をすべての避難所に備えることは、難しいと考えております。

しかし、発災時の避難者の中には要支援者も含まれており、通常のトイレでは対応できないことも予想されますので、可能な範囲でトイレの改修、簡易トイレや災害用トイレなどの備蓄品の活用、さらに、状況によっては多目的トイレを備えております福祉避難所を開設して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

はい、ぜひ、お願いいたします。

それでは2の（1）の次の質問です。災害発生時に、各避難所に避難している町民はもちろんのこと、他人に迷惑かけたくない方が車中で避難する人もたくさんいるのではないかと思います。避難所では比較的状況を把握することができますけれど、避難所以外、車中や在宅で避難している場合の避難状況をどのように把握するのか、例えば、車中で避難で大丈夫なら白色のタオル、具合が悪く救助要請するなら赤色のタオルを窓から表示してすることも考えられますが、これは在宅で避難している場合にも適用できると思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康さん。

○防災交通課長（長澤康さん）

避難時災害時の車中や在宅避難者の健康状態を把握する方向については、各自主防災組織の連携により、避難状況を確認したうえ、保健師等による巡回健康相談を実施する中で、健康状態を把握して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

再質問です。先ほどの答弁の中に、保健師さんとも回るということで把握するということがよろしいですね。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

はい、保健師が巡回して健康状態を確認するとなっております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

わかりました。先月、5月8日から3日間、千葉県の幕張の市町村アカデミーにおいて市町村特別講座に富士川町議3名で参加しました。そのなかで私が選択したテーマは防災、災害対策でした。グループのメンバーは福島県、広島県、熊本県、新潟県のいずれも被災した県の方々でした。福島県の議員が東日本大震災の状況を話してくれました。そのとき家がミシミシとなり、家中のものが全部飛び出した。何事がおこったかが理解できず、頭が真っ白になり、パニックになった、そのときに他人のことを考える余裕はない。自分が安全であるとわかると、次は家族であり、その次は原発である。自助、共助、公助はご承知のとおりですが、自助、家族、共助、公助かなと個人的には思いました。自然災害が起こったとき、日ごろからは近所付き合いが必要であり、それが命の基盤になるかと思います。そして近所に声をかけ、助けることや逃げることもまた大切であります。早め早めの準備と対策が、やがては減災につながるのではないかというふうに思います。以上述べさせていただきまして、私の質問は終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、通告 4番 6番秋山稔君の一般質問を終わります。